

【 資 料 1 】

**新たな射撃場のあり方検討委員会
第3回資料**

平成29年1月31日

1 代替方策の状況について

クレー射撃競技練習場確保事業費補助金

○垂崎射撃場強化練習参加者数とクレー射撃練習場確保事業費補助金利用者数
(単位:人・千円)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延人数	238	151	255	-	-	-	195	395	744	458
実人数	-	-	-	-	-	-	22(3/3)	16(6/6)	17(3/3)	13(2/3)
補助金実績	-	-	-	-	-	-	2,441	2,441	2,441	2,441

注：平成21年7月垂崎射撃場閉鎖、平成24年度から代替方策
括弧内の数字は、国体出場選手のうち補助金を受給した数（受給者数/国体出場選手数）

管理捕獲従事者射撃訓練費補助金

○ 芽崎射撃場の利用者数と管理捕獲訓練補助金の利用者数との比較 (単位:人・千円)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延人数	483	464	450	-	-	-	357	405	635	719
実人数	-	-	-	-	-	-	357	405	447	488
補助金実績	-	-	-	-	-	-	1,592	1,715	2,697	3,090

注:平成21年7月芽崎射撃場閉鎖、平成24年度から代替方策。

芽崎ライフル射場個人利用者数は、獵友会会員に限定してない。

平成26年度から補助金の利用上限を2回に引き上げた。

2 クレー射撃協会会員・狩猟免状保有者の年齢構成について

○ クレー射撃協会会員の年齢構成

(単位:人・%)

年 齢	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合 計
人 数	4	13	8	11	5	41
比 率	9.8	31.7	19.5	26.8	12.2	100.0

○ 狩猟免状保有者数の年齢別構成

(単位:人・%)

年齢	18~19歳		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60歳以上		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
H 2 2	0	0.0	54	1.5	194	5.4	306	8.5	739	20.5	2,266	63.0	3,559	100.0
H 2 3	0	0.0	61	1.7	175	4.8	307	8.4	635	17.4	2,469	67.7	3,647	100.0
H 2 4	0	0.0	60	1.9	190	6.0	286	9.0	570	17.9	2,087	65.4	3,193	100.0
H 2 5	0	0.0	76	2.3	208	6.3	316	9.5	544	16.4	2,173	65.5	3,317	100.0
H 2 6	0	0.0	94	2.8	211	6.2	339	10.0	540	16.0	2,196	65.0	3,380	100.0
H 2 7	2	0.1	102	3.1	235	7.2	384	11.8	504	15.4	2,038	62.4	3,265	100.0

3 射撃場に係る騒音対策の実施状況について

- 平成元年以降整備された全国の県立射撃場において騒音対策を実施しているのは、2箇所であった。いずれも近隣に民家等が存在していることによる。

施設名称	供用開始	クレー			ライフル			騒音対策の有無			備考
		トラップ	スキート	併用	大口径	小口径	エア			具体的な騒音対策	
1 福岡県立総合射撃場	H2	2	2		○	○	○	無		—	
2 愛知県総合射撃場	H5	2	2	1	○	○	○	無		—	
3 埼玉県立長瀬総合射撃場	H6	2	2	1	○	○	○	無		—	クレーH25.3廃止
4 長野県立総合射撃場	H6	2	2		○		○	無		—	
5 佐賀県射撃研修センター	H6	1	1		○			無		—	
6 秋田県総合射撃場	H7	2	2			○	○	無		—	クレーH19休場中
7 福井県クレー射撃場	H8	1	1					無		—	H28.4再開
8 神奈川県伊勢原射撃場	H9	3	2		○	○	○	有	スキート射場防音壁、トラップ射座 被覆工事、大口径ライフル棟被覆工事		
9 熊本県総合射撃場	H10	2	2			○	○	無		—	
10 宮城県クレー射撃場	H11	1	1	2				無		—	
11 岡山県クレー射撃場	H16	2	2					有	射撃場への防音壁設置、近隣民家の 二重サッシへの助成		

鉛汚染問題の有無の調査

調査対象 鉛汚染問題が発生しているか否かを判断するためには、射撃場から場外に流出する表流水や、場内及びその周辺の飲用井戸等の地下水を調査します。

- **表流水**：環境基準の10倍値
(ただし、公共用水域の水質が環境基準を達成できない場合にはより厳しい判断基準が必要)
- **飲用井戸等**：環境基準

調査した情報については、対策を検討、実施する際、対策後に保存する記録を作成する際に参考として用いることができるよう、各情報を項目別に、かつ可能な限り経時に整理して保存します。

必要に応じて、調査の検討段階から地元自治体の環境部局に相談したり、周辺住民等に適宜情報提供することが考えられます。



射撃場の場内に使用された鉛弾や鉛を含む土壌が存在すること自体が直ちに環境保全上の問題とはならない。



射撃場から場外に流出する表流水
(環境基準の10倍値0.1mg/lで判断)



周辺の飲用井戸

射撃場の敷地境界ライン

井戸等の地下水
(環境基準0.01mg/lで判断)



射撃場の場外への排水
(環境基準の10倍値0.1mg/lで判断)

